平成２４年（フ）第６８号
熊本県玉名市岱明町高道1578番地１
債務者　大園　兼弘
１　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第７０号
熊本県玉名郡南関町大字関町171番地１　大津山団地803
債務者　福井ハツ子
１　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第３３０号
大分市大字寒田449番地の27県営２Ａ10―23
債務者　戸髙　理恵
１　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４４号
鹿児島県大島郡徳之島町亀津3142番地１
債務者　東　かおり
１　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第４０号
北海道新冠郡新冠町字節婦町132番地
債務者　佐藤かほる（旧姓金澤）
１　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月10日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
北海道日高郡新ひだか町静内末広町２丁目13番19号　キョウセイマンション左
債務者　畑中　宏幸
１　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月10日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
北海道浦河郡浦河町堺町西３丁目５番19号
債務者　藤巻　直人
１　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月10日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
宮城県登米市石越町南郷字舘前176番地１　石越定住促進住宅１号棟504号室
債務者　佐藤　秀人
１　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２４年（フ）第３８号
秋田県大仙市飯田字家ノ前10番地３
債務者　寺村　純子
１　決定年月日時　平成24年９月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第１０４号
福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字松作19番地
債務者　佐藤志津子
１　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１２８号
福島県郡山市開成２丁目14番16号　パルーム開成Ｂ棟101号
債務者　國分　美香
１　決定年月日時　平成24年９月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
群馬県桐生市川内町４丁目５番地の３
債務者　岩下美枝子
１　決定年月日時　平成24年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第６２号
群馬県桐生市新里町新川2614番地２
債務者　北野　咲子
１　決定年月日時　平成24年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第２８４号
金沢市小坂町南627番地　プリマクラッセⅡ202号、従前の住所金沢市鳴和町ヌ120番地甲、従前々の住所仙台市泉区向陽台４丁目23番８号
債務者　中田　賢治
１　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２９４号
金沢市神野町東139番地　デスタン神野東107号、従前の住所石川県野々市市二日市町613番地６
債務者　村井　宏之
１　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３２１号
金沢市駅西新町２丁目４番10号
債務者　西村　淳一
１　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第５７号
石川県小松市草野町チ84番地１、従前の住所石川県小松市小島町ル33番地１・石川県能美市牛島町ロ158番地
債務者　中　　弘子
１　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
金沢地方裁判所小松支部